

住宅性能評価業務規程

株式会社確認検査機構トラスト

令和 7年 5月 1日

評価業務規程

目次

第1章 総則

第1条（趣旨）

第2条（基本方針）

第3条（評価の業務等を行う時間及び休日）

第4条（事務所の所在地）

第5条（評価等の業務を行う区域）

第6条（評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲）

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

第7条（設計住宅性能評価の申請）

第8条（長期使用構造等確認の申請）

第9条（住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第10条（設計設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第11条（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第12条（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

第13条（設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更）

第14条（設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）

第15条（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

第16条（建設住宅性能評価の申請）

第17条（長期使用構造等確認の申請）

第18条（建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第19条（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第20条（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第21条（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第22条（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

第23条（建設工事の変更）

第24条（建設住宅性能評価書の交付）

第25条（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第4章 評価員等

第26条（評価員の選任）

第27条（評価員の解任）

第28条（評価員の配置）

第29条（評価員の教育）

第30条（評価の業務等の実施及び管理の体制）

第31条（評価員等の身分証の携帯）

第32条（秘密保持義務）

第5章 評価料金等

第33条（評価料金等の収納）

第34条（評価料金等を減額するための要件）

第35条（評価料金等を増額するための要件）

第36条（評価料金等の返還）

第37条（負担金の納付）

第6章 雑則

第38条（登録の区分等の掲示）

第39条（評価業務規程等の公開）

第40条（財務諸表の備え付け）

第41条（財務諸表に係る閲覧等の請求）

第42条（帳簿及び書類の保存）

第43条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第44条（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第45条（評価の業務に関する公正の確保）

第46条（損害賠償保険への加入）

第47条（事前相談）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この住宅性能評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社確認検査機構
トラス（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成
11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）
及び法6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」とい
う。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法
第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達による
ほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6
時00分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 年末年始（期日はその年度毎に決定する）
- (4) 夏期休暇（3日間）

3 第1項の評価等の業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する
場合その他のやむを得ない事情がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の
業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 主たる事務所の所在地は、大阪府大阪市中央区南本町一丁目3番9号とする。

2 東京本部の所在地は、東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目31番11号とする。

(業務等を行う区域)

第5条 当機関の業務区域は、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌
山県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、岐阜県、愛知
県、岡山県、広島県の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種類別に係る評価の業務のうち戸
建住宅と共同住宅に係るものについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則

(平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)第9条第1号から第3号までに規定するすべての住宅について評価の業務を行う。

- 2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し(ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)

- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認(新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。)を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書

(2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする（ただし、当機関において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。）。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理及び契約）

第10条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当すること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提出しなければならないこと。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 評価料金の額に関すること。
- (b) 評価料金の支払期日に関すること。
- (c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
- (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに

契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」

と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第11条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「設計住宅性能評価マニュアル」及び長期使用構造等確認に用いる「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、設計評価提出図書等の整理等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出書類を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価書提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。

3 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前4項（ただし、第1項（3）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年 国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下この

条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、

申請者に交付する。

ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書

のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号（当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又は第4項）の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
- (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- (4) 評価方法基準第4の3（1）イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- (5) 評価方法基準第4の3（1）ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ（1）若しくはハ（2）に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類

4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第

3 項までの規定にかかわらず図書の提出は 1 部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第17条 長期使用構造等確認（既存住宅に係るものに限る。第18条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 7 条の 2 第 1 項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和 3 年国土交通省告示第1366号第 1 から第 3 までに定める図書

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 7 条の 2 第 1 項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを 2 部提出しなければならないものとする。ただし、法第 6 条の 2 第 4 項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第 5 項の規定は、前 2 項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第18条 施行規則第 7 条の 3 に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。）の申請については、施行規則第 7 条の 2 第 1 項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第19条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条第 1 項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

る。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
- (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに

契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第20条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「建設住宅性能評価マニュアル」及び「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外のものは、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第21条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を「検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知」様式により通知しなければならないものとする。

- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知

を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第22条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書を当機関に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設工事の変更)

第23条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第24条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の

6 第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。

(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前4項（ただし、第1項（3）及び（4）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第25条 第17条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第5号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に応ずる場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に応じない場合は軽微な変更に応じない旨の通知書を、軽微な変更に応ずるかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に応ずるかどうかを決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に応じない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第4章 評価員等

（評価員の選任）

第26条 当機関の代表取締役は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件

を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制以降前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（評価員の解任）

第27条 当機関の代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- （1）業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（評価員の配置）

第28条 評価等の業務を実施するため、評価員を本社に2人以上、東京本部に1人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

（評価員の教育）

第29条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し年1回以上当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとし、法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価等の業務の実施及び管理の体制）

第30条 評価等の業務に従事する職員を、第28条第1項の規定により配置された評価員を含め、本社に2人以上、東京本部に1人以上配置する。

- 2 当機関は性能評価部部長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。評価員は、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う住宅に係る住宅性能評価を行ってはならない。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、すべての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第31条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記第一号様式及び第二号様式による。

(秘密保持義務)

第32条 当機関の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第33条 申請者は、別表2及び別表3に基づく評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、銀行振込又は現金により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第34条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。なお、減額する場合の減額率の上限に関しては別表4のとおりとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分製造者等認証書の写し（当機関が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第4項）の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第23項及び同法第18条第32項）の検査の申請を行うとき。
- (5) 同一申請者から毎月一件以上継続して申請が見込めると、当機関が判断したとき。
- (6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。

- (7) あらかじめ当機関が定める閑散期に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。
- (8) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
- (9) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (10) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(評価料金等を増額するための要件)

第35条 評価料金等は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。なお、増額する場合の増額率の上限に関しては別表5のとおりとする。

- (1) 当機関以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件の建設住宅性能評価は、その内容に応じて割り増しすることができるものとする。
- (2) 申請者の依頼で第3条に定める休日に評価を行うとき。
- (3) あらかじめ当機関が定める繁忙期に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。
- (4) 申請者の非協力、設計評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書の著しく多い補正その他当機関の責めに帰することのできない事由等により業務期日が延期したとき。
- (5) 設計住宅性能評価審査中又は長期使用構造等確認審査中に、申請者の依頼で再審査が必要となったとき。

(評価料金等の返還)

第36条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第37条 当機関は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑則

(登録の区分等の掲示等)

第38条 当機関は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項について、各事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (<http://www.oosaka-trust.net>) に
において公表するものとする

(評価業務規程等の公開)

第39条 当機関は、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備え付け)

第40条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに事業報告書を作成し、五年間事務所に備えておくものとする。

(財務諸表に係る閲覧等の請求)

第41条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1件につき1,100円(税込み)を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録を持って作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像画面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されたもの。
 - (b) 磁気ディスクをもって作成するファイルの情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第42条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書、その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付書類、施工状況報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能に要した書類 20年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法6条の2第3項に規定する確認書

の

写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等に要した書類
5年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第43条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実にあり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるよう行う。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第44条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第45条 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価機関の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を自ら行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、その役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であったものを含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。)には、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1) (2) (3) 又は(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする

(損害賠償保険への加入)

第46条 当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険

金額が年間１億円以上であるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての保証が3,000万円以上の免責事項となっていないもの。)を締結するものとする。

(事前相談)

第47条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附則

この規程は、平成24年１月17日から施行する。

附則

この規程は、平成25年１月31日から施行する。

附則

この規程は、平成25年８月１日から施行する。

附則

この規程は、平成25年10月１日から施行する。

附則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成26年８月１日から施行する。

附則

この規程は、平成27年６月１日から施行する。

附則

この規程は、平成28年６月６日から施行する。

附則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和２年４月１４日から施行する。

附則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この規程は令和４年２月１日から施行する。

附則

この規程は、令和４年２月２０日から施行する。

附則

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附則

この規程は、令和５年１１月１５日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

別記

第一号様式 身分証明書（評価員）

令和 年 月 日 交付第 号		
氏 名 生年月日 資 格	身分証明書 (評価員)	写 真
上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に基づき 株式会社確認検査機構トラストが選任した評価員であることを証明する。		
株式会社確認検査機構トラスト 印		

第二号様式 身分証明書

令和 年 月 日 交付第 号		
氏 名 生年月日 資 格	身分証明書	写 真
上記の者は、株式会社確認検査機構トラストの職員であり、評価の 業務に従事する職員であることを証明する。		
株式会社確認検査機構トラスト 印		

1) 住宅性能評価

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇－〇－〇－〇〇〇〇〇

1～3桁目	106
4～5桁目	01（本社事務所番号） 02（東京本部番号）
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設（既存）と長期確認
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

2) 長期使用構造等確認

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇－〇－〇－〇〇〇〇〇

1～3桁目	106
4～5桁目	01（本社事務所番号） 02（東京本部番号）
6～9桁目	西暦

10桁目	1：新築 2：改築 3：建築行為無
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、0 0 0 0 1 から順に付するものとする。）

別表 2

住宅性能評価料金表

（単位：円）

■住宅性能評価 申請料金			
新築住宅（一戸建て住宅）			
延床面積（㎡）		設計評価料金（税込）	建設評価料金（税込）
200 ㎡未満	木造	44,000	94,600
	S・RC造	55,000	105,600
200 ㎡～300 ㎡未満	木造	55,000	105,600
	S・RC造	66,000	116,600
300 ㎡～以上	木造	66,000	116,600
	S・RC造	77,000	123,200
併願申請、選択項目による追加評価料金、追加確認料金			
長期使用構造等確認 併願申請		11,000円	－
選択項目加算		1,100円/項目を加算 上限5,500円	1,100円/項目を加算 上限5,500円
新築住宅（共同住宅等）			
延床面積（㎡）		設計評価料金（税込）	建設評価料金（税込）
200 ㎡未満		$33,000 + M \times 5,500$	$N \times 33,000 + M \times 13,200$
200 ㎡～500 ㎡未満		$38,500 + M \times 5,500$	$N \times 38,500 + M \times 13,200$
500 ㎡～1,000 ㎡未満		$44,000 + M \times 5,500$	$N \times 44,000 + M \times 12,100$
1,000 ㎡～2,000 ㎡未満		$49,500 + M \times 5,500$	$N \times 49,500 + M \times 12,100$
2,000 ㎡～4,000 ㎡未満		$55,000 + M \times 5,500$	$N \times 55,000 + M \times 11,000$
4,000 ㎡～7,000 ㎡未満		$77,000 + M \times 5,500$	$N \times 77,000 + M \times 11,000$

7,000 m ² ～10,000 m ² 未満	154,000+M×5,500	N×99,000+M×11,000
10,000 m ² ～30,000 m ² 未満	275,000+M×5,500	N×121,000+M×11,000

新築住宅(共同住宅等)で木造以外(S造、RC造)の料金は、上記 料金の1.5倍とする。

併願申請、選択項目による追加評価料金、追加確認料金		
長期使用構造等確認 併願申請	5,500円/戸	-
選択項目加算	1,100円/項目を加算 上限5,500円	1,100円/項目を加算 上限5,500円
※1) N: 検査を行う回数 M: 評価を行う住戸数		
※2) 音環境および室内空気中の化学物質の濃度測定料金は別途見積もりとします。		
変更設計住宅性能評価料金		
設計住宅性能評価の際に用いた設計住宅評価料金の1/2の額とします。 共同住宅等で、変更が住戸内部に限られる場合は11,000円/戸とすることが出来ます。		
変更建設住宅性能評価料金		
一戸建て住宅の場合は33,000円とします。 共同住宅の場合は11,000円/戸とします。		
建設性能評価 再検査料金		
建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の料金は 23,100円/回とします。		
※3) 業務規程第31条の各号(評価料金を減額するための要件)に該当する場合は別途見積もりとする。		
※4) 業務規程第32条の各号(評価料金を増額するための要件)に該当する場合は別途見積もりとする。		
※5) 建設住宅性能評価において、遠距離、離島等の場合の出張費は、別表6の出張費が加算されます。 ただし、確認検査(建築物)、建設住宅性能評価等の検査を同時に行う場合は加算しないこととする。		

別表 2

長期使用構造等確認料金表 （単独審査）

（単位：円）

新築住宅（一戸建て住宅）		
延床面積（㎡）		長期使用構造等確認 確認料金（税込）
200㎡未満	木造	55,000
	S・RC造	66,000
200㎡以上	木造	82,500
	S・RC造	93,500

新築住宅（共同住宅等）		
延床面積（㎡）		長期使用構造等確認 確認料金（税込）
500㎡未満		$38,500 + M \times 5,500$
500㎡～1,000㎡未満		$44,000 + M \times 5,500$
1000㎡～3,000㎡未満		$55,000 + M \times 5,500$
3,000㎡以上		別途見積
※1) M：評価を行う住戸数		
※2) 業務規程第31条の各号（評価料金を減額するための要件）に該当する場合は別途見積もりとする。		
※3) 業務規程第32条の各号（評価料金を増額するための要件）に該当する場合は別途見積もりとする。		

新築住宅（共同住宅等）で木造以外（S造、RC造）の料金は、上記 料金の1.5倍とする。

変更長期使用構造等確認料金
長期使用構造等確認の際に用いた長期使用構造等確認料金の1/2の額とします。

長期使用構造等確認 軽微変更料金 （軽微変更該当証明書発行の場合）
2,200円/回とします。

別表 3

住宅性能評価料金表

(単位：

円)

既存住宅（一戸建て住宅）		
現況調査（必須項目） （税込）		
延床面積	設計図書有	設計図書無
200㎡ 未満	55, 000	110, 000
200㎡ 以上	66, 000	132, 000
特定現況調査（選択項目） （税込）		
延床面積	特定現況検査（腐朽等・蟻害）	
200㎡ 未満	55, 000	
200㎡ 以上	66, 000	
個別性能評価（選択項目）		
1, 100円/項目を加算 上限5, 500円		
既存住宅（共同住宅等）		
現況調査（必須項目） 共用部分（1棟の料金） （税込）		
延床面積	設計図書有	設計図書無
～ 500㎡	165, 000	220, 000
500㎡ ～ 1, 000㎡ 未満	330, 000	385, 000
1, 000㎡ ～ 2, 000㎡ 未満	385, 000	440, 000
2, 000㎡ ～ 4, 000㎡ 未満	440, 000	495, 000
4, 000㎡ ～ 7, 000㎡ 未満	550, 000	660, 000
7, 000㎡ ～ 10, 000㎡ 未満	715, 000	825, 000
10, 000㎡ ～ 30, 000㎡ 未満	1, 100, 000	1, 320, 000
現況調査（必須項目） 専用部分（1住戸の料金） （税込）		
住戸面積	設計図書有	設計図書無
全ての住戸	55, 000	66, 000
特定現況検査（選択項目）：共用部分、専用部分（腐朽等・蟻害）は、別途見積もりとします。		
個別性能評価（選択項目）の評価料金		
1, 100円/項目を加算上限5, 500円		

※上記記載以外の物件については、別途見積もりとします。
※その他設計図書等の不足、再検査の実施、遠距離による出張料金等は別途見積もりとします。
※遠距離、離島等の場合の出張費は、別表 6 の出張費が加算されます。

別表 3
 長期使用構造等確認料金表 (単位：円)

既存住宅（一戸建て住宅）の増築・改築、建築行為無	
延床面積（㎡）	長期使用構造等確認 確認料金（税込）
200㎡以下	77,000
200㎡超	99,000

既存住宅（共同住宅等）の増築・改築、建築行為無	
延床面積（㎡）	長期使用構造等確認 確認料金（税込）
500㎡未満	$198,000 + M \times 8,800$
500㎡～1,000㎡未満	$396,000 + M \times 8,800$
1000㎡以上	別途見積
※1) M：評価を行う住戸数	
※2) 上記記載以外の物件については、別途見積もりとします。	

別表 4

評価料金の減額率の上限は、以下に定められる率とする。該当する項目が複数ある場合は、加算することができるものとする。但し最大減額率は50%とする。

内 容	設計住宅 性能評価 (最大 減額 率)	建設住宅 性能評価 (最大 減額 率)	長期使用構 造等確認 (最大 減額率)
(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	40%	40%	
(2) 住宅である認定型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分製造者等認証書の写し（当機関が当該認証書の写しを有しており、評価業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る	40%	40%	
(3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	35%		35%
(4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。		35%	
(5) 同一申請者から毎月一件以上継続して申請が見込めると、当機関が判断したとき。	20%	20%	20%
(6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	50%	50%	50%
(7) あらかじめ当機関が定める閑散期に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。	20%	20%	20%
(8) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。		30%	
(9) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。	20%	20%	
(10) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	20%	20%	

別表 5

評価料金の増額率の上限は、以下に定められる率とする。該当する項目が複数ある場合は、加算することができるものとする。但し最大増額率は50%とする。

内 容	設計住宅 性能評価 (最大 増額率)	建設住宅 性能評価 (最大 増額 率)	長期使用 構造等 確認 (最大 増額 率)
(1) 当機関以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件の建設住宅性能評価は、その内容に応じて割り増しすることができるものとする。		20%	
(2) 申請者の依頼で、第3条に定める休日に評価を行うとき。	20%	20%	20%
(3) あらかじめ当機関が定める繁忙期に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。	20%	20%	20%
(4) 申請者の非協力、設計評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書の著しく多い補正その他当機関の責めに帰することのできない事由等により業務期日が延期したとき。	40%	40%	40%
(5) 設計住宅性能評価審査中又は長期使用構造等確認審査中に、申請者の依頼で再審査が必要になったとき。	50%	50%	50%

別表 6 遠隔地出張費

遠隔地出張料金(税込)

①大阪本社からの遠隔地出張料金

	¥0	¥3,300	¥5,500	¥11,000	¥16,500	¥22,000	¥27,500	¥33,000	¥44,000	¥55,000
大阪府	全域									
兵庫県	神戸市・尼崎市・伊丹市・西宮市・芦屋市・宝塚市・川西市	稲美町・播磨町・三田市・猪名川町・明石市	三木市	加古川市・加西市・小野市・丹波篠山市・加東市・西脇市・たつの市・姫路市・高砂市	太子町・福崎町・市川町・神河町・多可町・朝来市・丹波市	淡路市・南あわじ市・洲本市・新温泉町・香美町・豊岡市・養父市・穴栗市・佐用町・上郡町・相生市・赤穂市				
京都府		京都市・京田辺市・城陽市・宇治市・向日市・精華町・久御山町・八幡市・大山崎町・長岡京市	木津川市	南山城村・笠置町・和東町・宇治田原町・井手町・京丹波町・南丹市・亀岡市		舞鶴市・綾部市・福知山市	伊根町・与謝野町・宮津市・京丹後市			
奈良県		生駒市・奈良市・斑鳩町・平群町・三郷町・安堵町・王寺町・河合町・広陵町・上牧町・大和郡山・香芝市	川西町・田原本町・三宅町・大和高田市・橿原市・葛城市・御所市・天理市	山添村・大淀町・吉野町・下市町・黒滝村・菅籾村・御杖村・宇陀市・東吉野村・川上村・五条市・桜井市・明日香村・高取村・東吉野村・奈良市旧月ヶ瀬村・奈良市旧都祁村		十津川村・天川村・上北山村・下北山村・野迫川村				
滋賀県				大津市・草津市・守山市・野洲市・栗東市・近江八幡市・竜王町・東近江市・日野町・湖南市・甲賀市		高島市・長浜市・米原市・彦根市・多賀町・甲良町・豊郷町・愛荘町				
和歌山県				和歌山市・岩出市・紀の川市・橋本市		かつらぎ町・九度山町・高野町・海南市・紀美野町・有田市・有田川町・湯浅町・由良町・広川町・日高町・日高川町・美浜町・御坊市・印南町・みなべ町	田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町・串本町・古座川町・太地町・新宮市・那智勝浦町			
三重県				伊賀市・名張市		四日市市・鈴鹿市・亀山市・津市・松阪市				
愛知県								名古屋市	左記以外の区域	
岐阜県									右記以外の区域	飛騨市・高山市・白川村・郡上市・下呂市・中津川市・白川町・東白川村
岡山県								岡山市・倉敷市	左記以外の区域	
広島県									広島市・福山市・東広島市・尾道市・三原市	左記以外の区域
東京都	(島しょ部除く)								※23区内	※左記以外の区域
神奈川県									※横浜市・川崎市	※左記以外の区域
埼玉県										※全域
千葉県										※全域
茨城県										※全域

※の部分は、大阪本社からの検査出張費です。東京本部からの出張費は第二表参照

②東京本部からの遠隔地出張料金

	¥0	¥3,300	¥5,500	¥11,000	¥16,500	¥22,000	¥33,000
東京都 (島しょ部を除く)	右記以外	あきる野市・青梅市・八王子市・日の出町	奥多摩町、檜原村				
埼玉県	朝霞市、入間市、入間郡三芳町、川口市、川越市、越谷市、春日部市、さいたま市、志木市、狭山市、草加市、所沢市、戸田市、新座市、ふじみ野市、富士見市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市、北葛飾郡松伏町	上尾市、幸手市、白岡市、蓮田市、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北足立郡伊奈町、	桶川市、北本市、久喜市、坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡川島町	加須市、鴻巣市、飯能市、日高市、東松山市 【入間郡】越生町、毛呂山、 【比企郡】鳩山町、吉見町	行田市、熊谷市、羽生市、深谷市、秩父郡東秩父村、大里郡寄居町、 【比企郡】ときがわ町、嵐山町、小川町、滑川町	秩父市、本庄市 【秩父郡】小鹿野町、皆野町、長瀬町、横瀬町 【児玉郡】上里町、神川町、美里町	
神奈川県	川崎市、横浜市	綾瀬市、鎌倉市、座間市、茅ヶ崎市、藤沢市、大和市	相模原市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、横須賀市	厚木市、伊勢原市、海老名市、秦野市、平塚市 【高座郡】寒川町 【足柄上郡】中井町、大井町	小田原市 【中郡】大磯町、二宮町	南足柄市 【愛甲郡】愛川町、清川村 【足柄上郡】開成町、松田町、山北町 【足柄下郡】箱根町、真鶴町、湯河原町	
千葉県	市川市、浦安市、鎌ヶ谷市、柏市、千葉市、流山市、習志野市、船橋市、松戸市、四街道市		我孫子市、印西市、栄町、佐倉市、白井市、酒々井町、富里市、成田市、八千代市、八街市、野田市(右記以外)	【野田市】 木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、長谷、岡田、岡田新田、丸井、平井、東宝珠花、次木、なみき、親野井、古布内、柏寺、桐ヶ作、中戸、新田戸、中戸谷津、関宿江戸町飛地、西高野、東高野、平成、はやま、関宿元町、関宿内町、関宿台町、関宿江戸町、関宿町、関宿三軒家	市原市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市、茂原市 【長生郡】長柄町、長南町	旭市、いすみ市、大網白里市、勝浦市、鴨川市、香取市、山武市、匝瑳市、館山市、銚子市、東金市、南房総市 【安房郡】鋸南町 【夷隅郡】大多喜町、御宿町、 【香取郡】神崎町、多古町、東庄町 【山武郡】九十九里町、芝山町、横芝光町 【長生郡】一宮町、白子町、長生村、睦沢町	
茨城県				牛久市、古河市、五霞町、境町、常総市、つくば市、取手市、利根町、坂東市、守谷市、龍ヶ崎市	阿見町、つくばみらい市、土浦市、	稲敷市、石岡市、茨城町、潮来市、小美玉市、大洗町、鹿嶋市、かすみがうら市、河内町、笠間市、神栖市、下妻市、桜川市、行方市、ひたちなか市、銕田市、美浦村、水戸市、筑西市、八千代市、結城市	北茨城市、城里町、高萩市、大子町、那珂市、東海村、日立市、常陸太田市、常陸大宮市